平成２２年（フ）第６２４号
埼玉県富士見市水谷東３丁目43番３号
債務者　松下　正義（旧姓白旗）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第６６９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1386番地34
債務者　新井ゆき子こと　塚田　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第７０６号
埼玉県川越市霞ケ関東５丁目24番地13
債務者　山本加奈子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第３８２号
埼玉県羽生市大字上新郷1824番地７
債務者　岡田きよみ
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第３８７号
埼玉県行田市谷郷１丁目６番38号
債務者　大川　浩二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第４２１号
埼玉県羽生市南２丁目17番11号
債務者　五十嵐雅幸（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第１９１号
千葉県銚子市天王台10130番地　市営住宅Ｂ―12号
債務者　飯田　貴彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第１９４号
千葉県東金市東金1175番地４　内山コーポ301
債務者　塚本　美代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第４２２号
新潟市東区船江町１丁目48番２号
債務者　佐藤　忠彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第５８号
新潟県三条市北入蔵３丁目２番36号　アーバン・ユアーズＡ102、前住所新潟県三条市田島１丁目17番１号　グルービーホーム202号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第７９号
新潟県三条市花渕837番地
債務者　皆木三四枝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第８４号
新潟県加茂市八幡２丁目４番16号
債務者　番場　孝広
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２２年（フ）第２７号
新潟県佐渡市中興乙1048番地
債務者　山川　利喜
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所佐渡支部
平成２２年（フ）第３８３号
静岡県三島市栄町10番43号　シティハウスＴＯＫＩＯビル205藤田方
債務者　藤田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４１３号
静岡県三島市谷田・並木・1037番地の37
債務者　神保めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４１４号
静岡県伊東市宮川町２丁目１番４号　美世荘７号
債務者　三苫　栄次
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４１６号
静岡県沼津市獅子浜56番地の１
債務者　増田　政克
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第４１７号
静岡県沼津市獅子浜56番地の１
債務者　増田　則江
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係